

北海道魚道研究会

2010年 第4号

北海道魚道研究会

2010年
第4号

平成21年度開催 講演会より

◇ 北海道における魚道の現状と将来に向けて
定期講演会 in 中標津

自然と人間の調和
心豊かな地域社会づくりをめざして

NPO法人 北海道魚道研究会
URL : <http://www.gyodo.com> E-mail : webmas@gyodo.com

特定非営利活動法人 (NPO法人)

北海道魚道研究会

NPO 法人 北海道魚道研究会 「定期講演会 in 中標津」

～北海道における魚道の現状と将来に向けて～

開催日：平成21年7月14日（火） 場 所：トーヨーグランドホテル（中標津町）



「自然の恵みをいかした里川づくり」
野生鮭研究所 所長 小宮山 英重



「魚道の失敗から技術者が何を学ぶべきか」
教授 安田 陽一



開会あいさつ 戸沼理事長



祝辞あいさつ 中標津町長 小林 実



閉会あいさつ 三宅 理事



魚道改良工事内容説明（翌日の見学）
藤倉氏（事務局）



総合司会：佐藤氏（事務局）



講演会 受付スタッフ

標津町内ウラップ川 魚道改良作業ボランティアと見学会

開催日：平成 21 年 7 月 15 日（水）「定期講演会 in 中標津」翌日

場 所：標津町内ウラップ川設置の魚道



安田教授が作製した改良イメージ模型



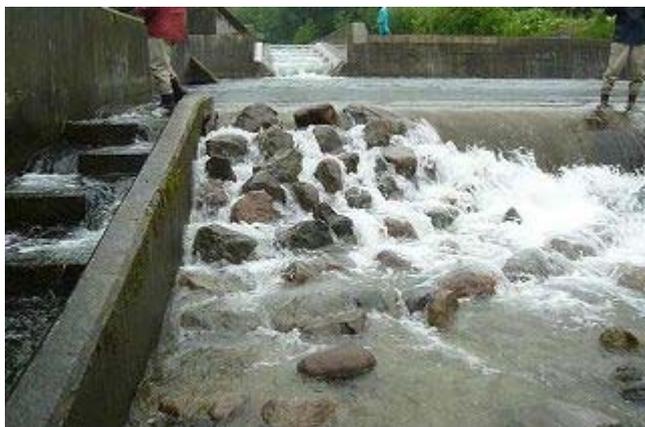
改良イメージ模型を忠実に再現した状況



流水のイメージを考えながらの石組作業



間詰めコンクリートで石を確実に固定



当日、完成した石組み魚道に水を流す



仮設土のう撤去や見学手順の説明



土のうを撤去作業



参加者で土のう撤去作業を開始

「川童（かわガキ）育成！川の生き物勉強会」

共 催：NPO 法人 NATURAS 【なちゅらす】

開催日：平成21年8月2日（日曜日）

場 所：函館市 川汲川公園

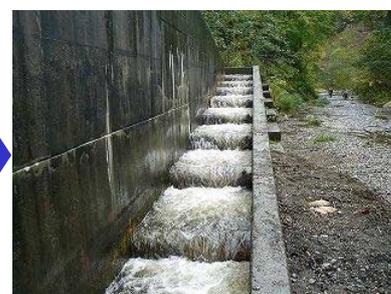


第6回 魚道清掃ボランティア

開催日：平成21年10月3日（土曜日）

場 所：檜山管内 上ノ国町湯ノ岱 天の川水系 中ノ沢川

協力団体：上ノ国町・北海道立漁業研修所・檜山支庁（林務課・水産課・農村振興課）・檜山森林管理署
・渡島支庁（林務課・水産課・農村振興課）・函館土木現業所





道央地区 魚道清掃ボランティア

開催日：平成21年10月17日（土曜日）

場 所：札幌市南区石山 真駒内川4号床固工 魚道



北海道森林土木建設業協会日高支部主催「魚道清掃 in パンケ平取川」

共催：北海道魚道研究会

開催日：平成21年11月18日（水曜日）

場 所：日高管内 パンケ平取川

協 力：北海道日高支庁・平取町



平成21年度 通常総会と記念講演会

開催日：平成21年5月25日（月曜日）

場 所：函館 花びしホテル



総会風景



記念講演：「魚道における木材利用と土砂の除去に関する実験的研究」

講 師：函館工業高等専門学校 准教授 平沢秀之

平成21年度 会員勉強会

開催日：平成22年2月16日（火曜日）

場 所：函館 花びしホテル



講演：「民有林治山事業における魚道調査結果について」

講師：北海道水産林務部林務局 主査 藤原 弘昭



講演風景

Contents

北海道魚道研究会誌 第4号 発刊にあたって

NPO 法人 北海道魚道研究会 理事長 戸沼 平八 1

【 特 集 】平成21年度開催 講演会より

～北海道における魚道の現状と将来に向けて～

定期講演会 in 中標津 2009.7.14

講演 I

■ 自然の恵みをいかした里川づくり

野生鮭研究所 所長 小宮山 英重 2

講演 II

■ 魚道の失敗から技術者が何を学ぶべきか

日本大学 理工学部土木工学科 教授 安田 陽一 16

■ 北海道魚道研究会の沿革と活動 32

■ 平成22年3月までの主な開催講演 35

■ 平成21年度 活動記録

活 動 記 録 36

Contents

■ 特定非営利活動法人 北海道魚道研究会	
定 款 40
■ 会 員 名 簿	
平成 21 年度 役員名簿 49
会 員 名 簿 50
しょうへい 招聘委員名簿 52



北海道魚道研究会誌 第4号

発刊にあたって

NPO 法人 北海道魚道研究会

理事長 戸沼 平八

お蔭様で北海道魚道研究会誌も第4号を発刊することができました。これもひとえに会員皆様のお力添えの賜物と心から御礼申し上げます。

さて、平成21年度は網走・釧路・根室地区に魚道研究会の根室支部が誕生し、7月14日、支部発足を記念して根室管内中標津町において定期講演会を開催しましたところ、326名と多くの方々の参加をいただきました。大変お忙しい中を、網走市で野生鮭研究所を主宰されている小宮山英重所長、日本大学理工学部の安田陽一教授のお二方にご講演をお願いしたところです。本誌にその講演内容を収録いたしました。

21年度は子どもたちと保護者を対象とした「川の生きもの勉強会」の開催、札幌市の真駒内川、日高地区のパンケ平取川、檜山地区上ノ国町中の沢の道内3ヶ所で魚道清掃活動を行い、延べ188名の方々の参加をいただきました。

また、会員の皆様による魚道現地調査とデータベース登録が継続され、魚道に関する活動が活発に行われたところです。ご協力頂いた多くの皆様に紙面を借りて厚く感謝を申し上げます。

平成22年度6月には、これまでの活動を踏まえて、安田教授執筆による「魚道ガイドライン」の発刊を予定し、編集委員会で準備を進めております。本書には魚道整備にあたっての留意事項をはじめ、魚道の新設並びに改良のための指針が詳細に記述されております。本書が、川を愛する皆様に広く読まれ、お役にたてることを期待します。

21世紀は「環境の世紀」といわれ、10月には「生物多様性保全国際会議 (COP10)」が名古屋市において開催されます。こうした時代の変化の背景は、北海道魚道研究会の活動とは無縁のものではなく、河川における水棲生物、とりわけ“魚”を主人公に快適な魚道のあり方を継続して考えてまいりたいと思います。

最後になりますが、平成22年度も(社)河川環境管理財団の河川整備基金から助成の決定をいただいております。この場を借りて、厚くお礼を申しあげます。

今年度も会員はじめ多くの皆様のご協力をお願い申し上げ、本誌発刊の挨拶といたします。

講演 I

「自然の恵みをいかした 里山づくり」

野生鮭研究所

所長 小宮山 英重



網走から参りました野生鮭研究所の小宮山です。北海道に参りまして 40 年が過ぎました。この 40 年間、川で遊んだり観察したりを続けていて、その感想は一言で言いますと、川が排水路になってしまったということです。今日はその排水路になってしまった川に人が手を入れて、豊かな川をつくる夢を見ましょうという話をするつもりで準備をして参りました。

今、目の前で見ていただいている写真は知床のルシャの小さな川に上ってきたカラフトマスの群れです。淵の中を群泳しております。



2004年9月1日 ルシャ川のカラフトマスの群れ

秋になりますと、8 月からなのですが、北海道では鮭漁が始まります。鮭漁で代表されるシロザケ、カラフトマス、サクラマスといった、

食べたらとっても美味しい魚たちが群れをなして川を上り始めます。

最初の知床のルシャ川の河口、海から最初上がった淵の中のカラフトマスの群れです。この中に一匹だけピンク色の怪我をしている個体が見られます。そういう、怪我をしたり、健康で元気な一ヶ月程の間に子どもを残して死んでいくという一生及びドラマを北海道各地で見る事ができます。そんな環境が北海道にあります。

先ほどはカラフトマスの例なのですが、一ヶ月半経ちますと同じ場所で川底に、これだけの死体がたくさん転がるようになります。



そしてさらに一ヶ月半経ちますと、水温はもうこの時 5 度から 3 度くらいになっています。鮭たち、カラフトマスたちの身体が無くなってい

講演 II

「魚道の失敗から技術者は 何を学ぶべきか」

日本大学 理工学部 土木工学科

環境水理研究室

教授 安田 陽一



紹介あずかりました日本大学の安田でございます。北海道に来るようになって4年くらいになっておりますが、年を追うごとに背中に十字架のようなものがだんだん見えてきて、ちょっと心配になってきております。

各方面で魚道の整備というのをお手伝いさせていただきますので、本日紹介するフィールドは主に北海道と理解していただければ幸いです。



今日、これから話す内容というのは、「魚道の失敗から技術者が何を学ぶべきなのか」ということであります。今までも色々な魚道整備は北海道に限らず、全国、それから世界中でも魚道整備はされているわけです。しかしながら、満

足りなく魚道、当然魚道ですから魚が上れて当たり前なものなのですが、なかなか、その当たり前が当たり前のようになっていないというのが、国内だけではなく国外も含めて起きている状況であります。ここでは国内の内容に絞って、みなさんに紹介していきたいと思っております。

これから話す内容なのですが、先ずは多様な水生生物の生態系というふうに書かせていただいておりますが、ここで私が使わせていただいている「多様な」という意味は、川に本来住んでいる生き物たちを総称して指しているというふうに見ていただければ良いと思います。そういう本来その川に生きている生き物たちがどういう暮らし方をしているのか、そこが分からない状態で魚道整備を進めても何の価値もないというところで、1つご紹介したいことがあります。

それから、魚道設置をどのように考えているのか。例えば、周りの制約から特定の場所に魚道を設置せざるを得ない場合も中にはありますが、本来魚道というのは何のためにつくるのかという原点にやはり還って見るべきところはあると思います。その辺の内容に触れたいと思い

沿革

平成17年(2005年)

2月~7月 道南魚道研究会設立のための 第1~4回準備会

7月12日 道南魚道研究会 設立総会 法人会員 24社 個人会員 7名

平成18年(2006年)

1月30日 北海道魚道研究会設立総会 法人会員 31社 個人会員 7名

5月9日 NPO法人の認証

7月4日 NPO法人 認証記念講演会 参加人数 203名

平成19年(2007年)

6月30日 北海道魚道研究会 創刊号発刊

7月3日 NPO法人 定期講演会 参加人数 212名

10月30日 秋期講演会 in 札幌 参加人数 524名

平成20年(2008年)

8月19日 根室地区会 発会式 参加人数 24名

9月17日 定期講演会 in 倶知安 参加人数 304名

平成21年(2009年)

7月14日 定期講演会 in 中標津 参加人数 326名

平成22年(2010年)

5月26日現在 法人会員 74社 個人会員 25名



活動

■魚道清掃ボランティア

- 【第1回】平成17年09月23日(土)
函館市戸井地区 原木川 参加人数 60名
- 【第2回】平成18年09月30日(土)
今金町下ハカイマップ川 参加人数 72名
- 【第3回】平成18年10月14日(土)
函館市汐泊川支流温川 参加人数 48名
- 【第4回】平成19年10月6日(土)
上ノ国町石崎川水系赤井川 参加人数 76名
- 【第5回】平成20年10月4日(土)
八雲町遊楽部川水系鉛川 参加人数 104名
- 【第6回】平成21年10月3日(土)
上ノ国町天の川支流中ノ沢川 参加人数 93名
- 【道央地区】平成21年10月17日(土)
札幌市南区石山真駒内川 参加人数 45名
- 【日高地区北森建主催：北海道魚道研究会協力】
平成21年11月18日(水)
沙流川支流パンケ平取川 参加人数 50名



■地域の環境学習

平成18年8月9日：「夏休み 親と子の魚道観察会」

函館市戸井ウォーターキャンプ場 原木川

平成19年8月5日：「川童育成！川の生き物勉強会と河畔林の植樹」

函館市川汲公園 参加人数： 41名

平成20年8月3日：「川童育成！川の生き物勉強会」

函館市川汲公園 大雨により中止

平成21年8月2日：「川童育成！川の生き物勉強会」

函館市川汲公園 参加人数： 60名



■簡易魚道の試作と現地実験

【道南地区】

実施日時：平成20年7月27日（日）

場 所：知内町 知内川

主な使用材料：短管、耐水性合板



【道央地区】

実施日時：平成20年7月31日（木）

場 所：蘭越町 蘭越第一川

主な使用材料：土のう袋、土砂、ネット



■魚道改良ボランティア

【根室地区】

実施日時：平成21年7月15日（水）

場 所：標津町 ウラップ川

主な使用材料：自然石、コンクリート



■魚道調査とデータベース構築活動

平成22年5月現在

魚道位置プロット件数 1160基 魚道現状調査件数 386基（Web版データベースより）



■会員勉強会（会員発表など）

【平成17年度】

- H17. 6.13：魚道講習会（八雲町鉛川地区魚道施工箇所 小牧荘）
 H17. 8.29：現地魚道勉強会（八雲町鉛川） 「魚道調査方法と調査シートの記入方法について」
 H17. 9. 3：現地魚道勉強会（せたな町砥歌川） 「調査シートによる魚道調査実地研修」

【平成18年度】

- H19. 3. 8：会員勉強会（函館湯の川 花びしホテル）
 「魚道データのウェブ登録について」 事務局 佐藤 哲也

【平成19年度】

- H19. 5.29：総会時研修会（函館湯の川 花びしホテル）
 「今年度の魚道データの取り組みについて」 理事 奈良 哲男
 H19.10.19：道央地区魚道勉強会（琴似発寒川） 「魚道調査とデータベースについて」
 H20. 2.29：会員勉強会（函館湯の川 花びしホテル）
 「魚道データの集積と活用について」 理事 森居 久
 「外部機関への参画について」 パブリックコンサルタント（株）松田 博夫
 「魚道における最近の技術動向の紹介」（株）北海道技術コンサルタント 谷本 英徳

【平成20年度】

- H20. 5.26：通常総会時の会員勉強会（函館湯の川 花びしホテル）
 「魚道リストについて」 理事 森居 久
 「魚道調査報告」 理事 塩澤 義之
 「今年度の魚道調査計画について」 理事 奈良 哲男
 H20. 8.19：根室地区 魚道見学会（羅臼町 サシルイ川）
 H20.10. 9：根室地区 魚道現地研究会（羅臼町 サシルイ川）
 「魚道調査方法とweb版データベース入力について」
 H21. 2.27：会員勉強会（函館湯の川 花びしホテル）
 「森林帯溪流における魚道の実態」 理事 塩澤 義之
 「魚道データベースに見る統計分析」 理事 奈良 哲男

【平成21年度】

- H21. 5.25：通常総会時（函館湯の川 花びしホテル）
 H21.12.28：「魚道ガイドライン」編集委員会設置（函館湯の川 花びしホテル）
 H22. 2.16：会員勉強会（函館湯の川 花びしホテル）

以上

平成22年3月までの主な開催講演

年 月	イベント名	開催地	講演タイトル	講演者
平成17年7月	設立記念講演会	函館	「多様な水生生物に配慮した魚道と河川環境改善の一例」	日本大学理工学部土木工学科 教授 安田 陽一
			「健全な水環境系の構築に向けて」	林野庁水源地治山対策室 室長 花岡 千草
平成18年7月	NPO 法人認証記念講演会	函館	「魚道の計画、設計、調査にあたって」	日本大学理工学部土木工学科 教授 安田 陽一
			「魚の住める川づくり」	北海道大学大学院水産科学研究所 教授 帰山 雅秀
平成19年3月	会員勉強会	函館	「サケは鼻を使って海から贈り物をもってくる」	北海道大学大学院水産科学研究所 准教授 工藤 秀明
			「魚道内流れ解析のための流体力学的手法の紹介」	函館工業高等専門学校 准教授 本村 真治
平成19年5月	特別講演会	函館	「山と海を繋ぐそして海岸保全（漂砂）」	公立ほこだて未来大学 教授 長野 章
平成19年7月	定期講演会	函館	「意外に知られていない(?) サクラマスと川とのつながり」	北海道立水産孵化場 研究職員 卜部 浩一
			「川の自然再生技術に関する発展の方向性と壁」	北海道大学大学院 教授 中村 太士
平成19年10月	秋期講演会	札幌	「サケ科魚類の保護と遡上障害の解消」	北海道工業大学環境デザイン学科 教授 柳井 清治
			「北海道における魚道のこれから」	日本大学理工学部土木工学科 教授 安田 陽一
平成20年2月	会員勉強会	函館	「音響技術を用いた魚類のトラッキングを水面下の形状計測」	公立ほこだて未来大学 准教授 和田 雅昭
平成20年9月	定期講演会	倶知安	「尻別川流域における生態系保全策の提案」	北海道工業大学空間創造学部 教授 柳井 清治
			「今後の魚道整備に向けた研究の取り組み」	日本大学理工学部土木工学科 教授 安田 陽一
平成21年2月	会員勉強会	函館	「北海道における魚道の現状」～魚はどのような魚道を望んでいるか～	流域生態研究所 所長 妹尾 優二
平成21年5月	総会記念講演	函館	「魚道における木材利用と土砂の除去に関する実験的研究」	函館工業高等専門学校環境都市工学科 准教授 平沢 秀之
平成21年7月	定期講演会	中標津	「自然の恵みをいかした里川づくり」	野生鮭研究所 所長 小宮山 英重
			「魚道の失敗から技術者が何を学ぶべきか」	日本大学理工学部土木工学科 教授 安田 陽一
平成22年2月	会員勉強会	函館	「民有林治山事業における魚道調査結果について」	北海道水産林務部林務局治山計画G 主査 藤原 弘昭

活動記録

平成21年度

■平成21年度 通常総会及び記念講演

開催日時：平成21年5月25日(月) 15:00～17:00

開催場所：花びしホテル(函館市湯川町1丁目)

通常総会

- 議 題：1. 平成19年度の事業報告並びに収支決算報告について
2. 平成20年度の事業計画並びに収支予算案について
3. その他

出席会員 42名

記念講演会：「魚道における木材利用と土砂の除去に関する実験的研究」

函館工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授 平沢 秀之



■NPO 法人 北海道魚道研究会 「定期講演会 in 中標津」

～北海道における魚道の現状と将来に向けて～

日 時：平成21年7月14日(火) 13:30～17:00

場 所：トーヨーグランドホテル(中標津町)

参加人数：326名

後 援：北海道開発局、北海道森林管理局、北海道、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、(社)北海道森林土木建設業協会、(社)北海道治山林道協会、北海道中小企業家同友会釧路支部、根室支部、南しれとこ支部、林一ツ支部、釧路建設業協会、網走建設業協会、根室支庁管内建設業協会、日本製紙株式会社

(順不同)

- | | | |
|-------------------------|------------------|--------|
| 司 会 | 事務局 | 佐藤 哲也 |
| ・開会あいさつ | 理事長 | 戸沼 平八 |
| ・来賓あいさつ | 中標津町長 | 小林 実 |
| ・北海道魚道研究会の活動報告 | 理事 | 奈良 哲男 |
| ・講演Ⅰ：「自然の恵みをいかした里川づくり」 | 野生鮭研究所 所長 | 小宮山 英重 |
| ・ウラップ川(標津町)設置魚道改良工事内容説明 | 北海道魚道研究会 担当事務局 | 藤倉 誠二 |
| ・講演Ⅱ：魚道の失敗から技術者が何を学ぶべきか | 日本大学理工学部土木工学科 教授 | 安田 陽一 |
| ・閉会あいさつ | 理事 | 三宅 正浩 |



野生鮭研究所 所長 小宮山 英重



教授 安田 陽一

■魚道改良作業及び見学会（定期講演会翌日）

日 時：平成21年7月15日（水） 8：30～12：00

場 所：標津町内ウラップ川設置の魚道



■「川童（かわガキ）育成！川の生き物勉強会」

開催日時：平成21年8月2日（日曜日）9：00～13：00

開催場所：函館市 川汲川公園

参加者数：児童33名 保護者27名

共 催：NPO法人NATURAS【なちゅらす】



■第10回理事会

議 題：活動と決算の中間報告

実施日時：平成21年9月15日（火）

場 所：函館建設業協会 別館研修室

■第6回 魚道清掃ボランティア

開催日：平成21年10月3日（土）

場 所：檜山管内 上ノ国町湯ノ岱 天の川水系 中ノ沢川

協力団体：上ノ国町・北海道立漁業研修所・檜山支庁（林務課・水産課・農村振興課）・檜山森林管理署
・渡島支庁（林務課・水産課・農村振興課）・函館土木現業所

参加者数：93名



■道央地区 魚道清掃ボランティア

開催日：平成21年10月17日（土）

場 所：札幌市南区石山 真駒内川4号床固工 魚道

参加者数：45名



■北海道森林土木建設業協会日高支部主催「魚道清掃 in パンケ平取川」

共 催：北海道魚道研究会

開催日：平成21年11月18日（水）

場 所：日高管内 パンケ平取川

協力団体：北海道日高支庁・平取町

参加者数：50名



■「魚道ガイドライン」編集委員会 発足

実施日時：平成21年12月28日（月）

場 所：函館 花びしホテル

■第11回理事会

議 題：「魚道ガイドライン」発刊方法、道央地区幹事会設置、データベースサーバーなど

実施日時：平成22年1月27日（水）

場 所：函館建設業協会 別館研修室

■平成21年度 会員勉強会

開催日時：平成22年2月16日（火）

場 所：函館花びしホテル

講 演：「民有林治山事業における魚道調査結果について」

講 師：北海道水産林務部林務局治山課 治山計画G 主査 藤原 弘昭

参加者数：61名



■第3回 魚道管理者とNPO法人北海道魚道研究会との意見交換会

開催日時：平成22年2月25日（木）

開催場所：ホテルKKR札幌

参加人数：行政管理者5名 当研究会6名

〔議題〕

1. 魚道調査の現状・資料整備の状況（魚道管理者からの報告）
北海道河川課・砂防災害課・農地整備課・漁業管理課・治山課
2. 1. に関してNPO北海道魚道研究会への要望など（魚道管理者）
3. 魚道調査・資料整備の状況について（当会からの報告）
 - ・魚道資料の収集状況と今後の予定
 - ・調査結果について
 - ・魚道管理者への要望など
4. 「魚道ガイドライン（案）」の発刊にあたって
 - ・編集方針、編集会議および編集協力について

■第2回「魚道ガイドライン」編集委員会

実施日時：平成22年2月16日（火）

場 所：函館 花びしホテル

■第3回「魚道ガイドライン」編集委員会

実施日時：平成22年3月10日（水）

場 所：日大理工学部（東京都駿河台）

参加人数：5名（安田教授、森居理事、橋本理事、塩澤理事、奈良理事）

■第4回「魚道ガイドライン」編集委員会

実施日時：平成22年3月31日（水）

場 所：ホテルKKR札幌

参加人数：13名

以 上

特定非営利活動法人北海道魚道研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北海道魚道研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道函館市湯川町2丁目21番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、河川に生息する魚類等のための魚道についての研究・啓蒙・維持管理に関する事業を行い、河川環境の保全・回復に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 河川環境の保全・回復を図る事業
- (2) 魚道に関する研究及び技術の開発・振興に関する事業
- (3) 魚道の維持管理に関わる事業
- (4) 河川に生息する水棲生物の調査・研究に関わる事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物販事業
- (2) 出版事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」

という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上12人以下

(2) 監事 1 人

- 2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員及び招聘委員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 この法人は第6条の会員の他に理事会の議決により、この法人の目的に賛同し、学識経験、実務経験をもとに、この法人の運営に助言と協力をもって参加する招聘委員を置くものとする。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。） その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第12号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれを務める。但し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がこれを代行する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した

事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が

別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、北海道に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この法人の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員	個人	5, 000円
	団体	30, 000円
賛助会員	個人	3, 000円
	団体	10, 000円

(2) 年会費

正 会 員	個人	5, 000円
	団体	30, 000円
賛助会員	個人	3, 000円
	団体	10, 000円

NPO法人 北海道魚道研究会 平成21年度 役員

理 事 長	戸 沼 平八	戸沼岩崎建設 株式会社
副理事長	久保 三雄	株式会社 東鵬開発
副理事長	三好 博己	三好建設工業 株式会社
副理事長	渡辺 敏明	渡辺建設 株式会社
理 事	浅間 浩志	丸協土建 株式会社
理 事	柏谷 匡胤	横関建設工業 株式会社
理 事	塩澤 義之	株式会社 森川組
理 事	中塚 卓朗	中塚建設 株式会社
理 事	奈良 哲男	株式会社 エジソンブレイン
理 事	橋本 真一	株式会社 北海道技術コンサルタント
理 事	松本 浩治	松本建設 株式会社
理 事	三宅 正浩	山洋建設 株式会社
理 事	森居 久	株式会社 サッポロ・エンジニアーズ
監 事	菅原 碩行	株式会社 東亜エンジニアリング

NPO 法人 北海道魚道研究会 会員

平成 22 年 5 月 11 日現在

(法人会員)

No.	法人名	担当者	住 所
1	戸沼岩崎建設(株)	戸沼 平八	函館市湯川町 2 丁目 21 番 2 号
2	渡辺建設(株)	渡辺 敏明	函館市鍛冶 1 丁目 5 番 8 号
3	三好建設工業(株)	三好 博己	函館市川上町 563 番地
4	中塚建設(株)	中塚 卓朗	松前郡福島町字三岳 73 番地の 1
5	(株)東鵬開発	久保 三雄	函館市桔梗 1 丁目 4 番 17 号
6	丸協土建(株)	浅間 浩志	上磯郡木古内町字新道 107-7
7	(株)北海道森林土木コンサルタント函館事務所	相原 俊介	函館市深堀町 2-3
8	(株)エジソンブレイン	奈良 哲男	函館市本通 2 丁目 17 番 10 号
9	松本建設(株)	松本 浩治	久遠郡せたな町北檜山区北檜山 258 番地
10	能登谷建設(株)	能登谷大輔	檜山郡厚沢部町本町 108
11	(株)小林建設	小林 誠二	檜山郡上ノ国町字大留 151
12	北工建設(株)	佐藤 佑二	久遠郡せたな町北檜山区豊岡 114-7
13	(株)坂本建設	松下 正幸	瀬棚郡今金町字今金 594
14	齊藤建設(株)	齊藤 巧	函館市田家町 15-12
15	(株)森川組	塩澤 義之	函館市海岸町 9-23
16	(株)ノース技研	布村 重樹	函館市昭和 3 丁目 23 番 1 号
17	(株)森林テクニクス札幌支店函館営業所	虻川 眞二	函館市深堀町 2-3
18	(株)カイト	下倉 政志	檜山郡上ノ国町字大留 122 番地
19	(財)日本森林林業振興会函館支所	倉知 弘志	函館市駒場町 5 番 3 号
20	(株)菅原組	菅原 修	函館市浅野町 4 番 16 号
21	(株)サッポロ・エンジニアーズ	森居 久	札幌市中央区南 7 条西 2 丁目
22	(株)海老原建設	海老原 孝	函館市湯川町 1 丁目 17 番 12 号
23	(株)相互建設	大竹 勝幸	亀田郡七飯町字桜町 35 番地
24	(株)高木組	富樫 英美	函館市東雲町 19 番 13 号
25	北栄測量設計(株)	齊藤 サダ	函館市深堀町 11 番 21 号
26	(株)シンオシマ	横谷 隆	亀田郡七飯町字桜町 118 番地の 1
27	(株)北海道技術コンサルタント	橋本 眞一	札幌市東区苗穂町 4 丁目 2-8
28	横関建設工業(株)	柏谷 匡胤	虻田郡倶知安町南 1 条西 1-15
29	(株)松本組	城石 保廣	函館市吉川町 4 番 30 号
30	北海道三祐(株)	鈴木 邦夫	札幌市北区屯田 6 条 8 丁目 9-12
31	(株)高橋建設	高橋 千尋	檜山郡厚沢部町新町 193
32	(株)上村興業	上村 浩二	瀬棚郡今金町字今金 435
33	アオノ産資(株)	服部 敏典	札幌市豊平区西岡 2 条 2 丁目 1-20-709
34	北王コンサルタント(株)札幌支社	横内 勝幸	札幌市中央区北 10 条西 20 丁目 2-1
35	(株)イズム・グリーン	泉澤玄一郎	旭川市東 6 条 4 丁目 1-18
36	(株)メイセイ・エンジニアリング	永澤 正則	室蘭市中島町 3 丁目 11 番 2 号

37	H R S (株)	佐々木裕之	小樽市勝納町 8-39
38	東陽建設(株)	三上 忠彦	二海郡八雲町栄町13-2
39	岸本産業(株)	岸本 真一	石狩市浜益区柏木87
40	小杉測量設計(株)	小杉 忠利	留萌市港町3丁目 60-1
41	(株)ズコーシャ	山田 昌義	帯広市西 18 条北 1 丁目 17 番地
42	(株)ナリタ工業	吉岡 勝志	北斗市久根別1丁目 14-43
43	(株)エコテック	熊倉 紹二	札幌市中央区北3条西2丁目1-28かみやまビル
44	日建コンサルタント(株)	大泉 剛	札幌市北区北 28 条西 15 丁目 2-15
45	正栄建設(株)	吉田 繁雄	函館市昭和2丁目 31-10
46	防災地質工業(株)	今川 亮司	札幌市北区新琴似7条15丁目6-22
47	野外科学(株)	田中 努	札幌市東区苗穂町12丁目 2-39
48	日本緑化施設(株)	松井 弘之	滝川市西町 7 丁目 1-32
49	(株)日興ジオテック	小山 重芳	旭川市神居2条 18 丁目 2-12
50	(株)ルーラルエンジニア	小枝 郁哉	深川市広里町4丁目1番3号
51	(株)アルファ水工コンサルタンツ	平森 英夫	札幌市西区発寒9条14丁目 516-336
52	山洋建設(株)	三宅 正浩	標津郡中標津町東 21 条南 6 丁目 17
53	寺井建設(株)	寺井 範男	野付郡別海町別海 130 番地の 18
54	高玉建設工業(株)	高玉 哲朗	野付郡別海町別海常盤町5
55	鈴木産業(株)	鈴木 八之	目梨郡羅臼町栄町 100
56	小針土建(株)	小針 武志	標津郡中標津町緑町南 2 丁目 1 番地 1
57	松谷建設(株)	土谷 成中	北見市留辺蘂町旭 41
58	(株)ケイジー技研	近藤信太郎	札幌市中央区南 3 条西 13 丁目 320
59	中村興業(株)	中村 義信	標津郡中標津町東 32 条北 1 丁目 2 番地
60	最能建設(株)	橋本 芳光	標津郡中標津町東15条北 1 丁目2番地
61	小野建設工業(株)	小野 哲也	目梨郡羅臼町礼文町 225 - 1
62	北海道キング設計(株)	三國 紀行	札幌市南区澄川 2 条 1 丁目 4 番 11 号
63	(株)菅原組	菅原 俊宏	磯谷郡蘭越町昆布町 134 -48
64	(株)長組	長 勇人	寿都郡寿都町字新栄町 17 番地
65	藤信建設(株)	鳥潟 肇	虻田郡倶知安町北 1 条西 2 丁目 15 番地
66	幌村建設(株)	幌村 司	日高郡新ひだか町三石蓬栄 126
67	中畑建設(株)	鎌田 公彦	標津郡中標津町当幌 1323 番地 4
68	萬木建設(株)	漆崎 幸子	釧路市住之江町 8 番 7 号
69	島田建設(株)	山崎 淳一	網走市駒場南 1 丁目 1 番 10 号
70	小川建設(株)	小川 勝江	目梨郡羅臼町湯の沢町 12 番地 45
71	(株)シン技術コンサル	佐藤 公昭	札幌市白石区栄通 2 丁目 8 番 30 号
72	(株)メディア	本谷 学	札幌市中央区北 1 条西 7 丁目おおわだビル 6F
73	近藤建設(株)	川本 英治	函館市神山 3 丁目 58 番 21 号
74	(株)東亜エンジニアリング	菅原 碩行	札幌市白石区南郷通 7 丁目 4 番 1 号